

昭和四十年九月十四日

特別弔慰金国庫債券の様式の要項を定める件

大蔵省

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第五条第二項の規定により発行する特別弔慰金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

一 表面

輪郭	凹版刷	紫味赤色
本券	彩紋及び唐草模様（上部左右の両隅に花模様を配する。）	
賦札	彩紋及び唐草模様	
地紋	平版刷	橙黄色
本券	全面に網模様 中央に唐草で囲んだ彩紋模様	
賦札	全面に網模様 中央に丸型彩紋模様	
記号及び記名	平版刷	赤色
番号	凸版刷	赤色
その他の文字	平版刷	黒色
大蔵大臣印	凸版刷	赤色

二 裏面

輪郭	平版刷	紫味赤色
本券	印鑑欄、支払場所欄及び記名欄を表示した彩紋模様	
賦札	彩紋模様	
番号	凸版刷	赤色
その他の文字	平版刷	紫味赤色

三 用紙 すき入れ「大蔵省印」の白すきちらし

四 その他 各賦札に切取り用刷り目打